

はじめに

「人権」という言葉からあなたはどんな印象を受けますか。

私たちは、「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものだと考えています。子どもたちに対しては、「命を大切にすること」、「みんなと仲良くすること」と話しています。

「人権」は、誰でも心で理解し、感じることでできるものです。しかし、現実の社会では、いじめや虐待等によって子どもの命が奪われたり、インターネット上に個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長するような投稿がされたりすることがあります。また、DVやハラスメント、感染症にり患したことや障害があることを理由とする偏見や差別、ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別、いわゆるヘイトスピーチを含む外国人に対する差別、部落差別（同和問題）なども依然として存在しています。どうすればこのようなことをなくせるでしょうか。

この冊子では、本年6月に公表された「令和4年版人権教育・啓発白書」に基づき、我が国の主な人権問題とその取組について説明しています。

この冊子が、全ての人々が互いの違いを認め、尊重し、助け合うことのできる共生社会の実現に向けて、様々な人権問題を、誰かのことではなく自分のこととして考え、人権を尊重した行動をとるきっかけとなれば幸いです。

令和4年8月
法務省人権擁護局

